

## ＜介護認定審査会からのお願い＞

二次判定において、一次判定から介護度を変更するにあたり、特記事項及び主治医意見書の記載内容から介護の手間を勘案する訳であるが、変更理由の大半は調査員の特記事項の内容からとなっている。記載してある内容のみが変更の理由として挙げられるので、調査項目（チェックした項目）すべての記載をしなければならない訳ではないが、認定審査会委員においては実際に対象者を見ているわけではなく、あくまでも特記事項と主治医意見書の内容でしか判断できないため、介助の内容・手間が読み取れる記載をお願いしたい。

例えば、移乗について、同じ全介助であっても

- 1、「立位困難なため移乗は全介助」
- 2、「立位困難であり体重も重く、介助者が〇名で抱えて車椅子やベッドへの移乗介助している」

上記の場合、2の記載のほうがより介護の手間が読んで取れる。

他にも、食事摂取が全介助の場合であっても、

- 1、「スプーンなどで介助者が口に運べば食べる」
- 2、「スプーンなどで介助者が口に運ぶが、口に入れた状態でなかなか飲み込まないため、時間がかかる」

上記の場合なども記載が無ければ状況が見えてこないなので、2の様な具体的な記載が望ましい。

「介助されていない」といった選択項目があるが、介助されていないが現状はどうなのか、介助されていないがためにこういった不具合があるか、などの記載があれば二次判定で十分に参考にできる。

医療行為の内容の記載について、主治医意見書と定義が異なり、調査項目の医療行為として当てはまるか判断するため、該当する行為の記載は出来る限りお願いしたい。